〃	〃	百八十億円	九十八円十二銭	
〃	第二十回	二十五億円	九十八円八十七銭	
〃	第二十八回	百十億円	九十六円三十銭	
〃	第二十九回	百九十億円	九十六円五銭	
〃	第三十回	百十五億円	九十五円六十七銭	
〃	第三十一回	七十億円	九十五円四十銭	
〃	第三十六回	五十億円	九十五円五十二銭	
〃	〃	三十億円	九十五円五十六銭	
〃	第三十七回	二十五億円	九十七円十七銭	
〃	〃	五十億円	九十七円二十一銭	
合　計		九百二十億円		

○財務省告示第百八十二号

国債証券買入銷却法（明治三十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十二年五月十日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

財務大臣　菅　**直**人

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券(物価連動・十年)	第五回	百億円	九十八円七銭
〃	第七回	二百五十億円	九十七円五十九銭
〃	第八回	百億円	九十七円八十一銭
〃	〃	四百億円	九十七円八十二銭
〃	第十回	二十億円	九十八円七十銭
〃	第十二回	十二億円	九十八円五十三銭
〃	第十四回	三十四億円	九十八円四十三銭
合　計		九百十六億円	

○厚生労働省告示第二百二十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

第2添加物の部C試薬・試液等の項1試薬・試液の酸化モリブテン(III)の目の次に次の二目を加える。

酸化ランタン(III)　La_2O_3　本品は，白色の結晶である。

強熱減量　0.5%以下（1 g，1,000℃，1時間）

酸化ランタン試液　酸化ランタン(III)5.86 gを100mlのメスフラスコに入れ，水2～3mlを加えて潤し，塩酸25mlをゆっくり加え，完全に溶けるまで揺り動かす。水を加えて100mlとする。

第2添加物の部C試薬・試液等の項1試薬・試液のフォリン試液の目の次に次の二目を加える。

フクシン　光沢のある緑色の結晶性粉末又は塊で，水又はエタノール(95)に溶けにくい。

乾燥減量　17.5～20.0%（1 g，105℃，4時間）

強熱残分　0.1%以下（1 g）

フクシン・亜硫酸水素ナトリウム試液　フクシン0.2 gを量り，熱湯120mlを加えて溶かす。冷後，亜硫酸水素ナトリウム2 g及び塩酸2 mlを加え，更に水を加えて200mlとする。少なくとも1時間放置した後使用する。褐色瓶に入れ，冷所に保存する。

第2添加物の部C試薬・試液等の項11参照赤外吸収スペクトルのエチルバニリンの目の次に次の一目を加える。

2―エチルピラジン

第2添加物の部C試薬・試液等の項11参照赤外吸収スペクトルのデカン酸エチルの目の次に次の一目を加える。

5，6，7，8―テトラヒドロキノキサリン